

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会 委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会規約（以下「規約」という。）第17条の規定に基づき、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会（以下「協議会」という。）の委員等の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会の会長、副会長及び委員並びに監査委員（以下「協議会委員等」という。）の報酬は、日額7,200円とする。ただし、地方公共団体の長、助役、その他の常勤職員及び市町議会議員については、これを支給しない。

(費用弁償の額)

第3条 次に掲げる者に費用弁償として、西条市報酬及び費用弁償条例（昭和35年西条市条例第28号。以下「条例」という。）の規定により旅費を支給する。

(1) 協議会委員等

(2) 規約第10条の規定により、会議に出席した者。ただし、地方公共団体の常勤職員及び市町議会議員を除く。

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に規定する者が協議会の職務を行うため、西条市、東予市、丹原町及び小松町の区域に出張したときは、費用弁償を支給しないものとする。

(支給方法)

第4条 協議会の委員等に支給する旅費については、西条市の例により、条例の規定を準用する。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年7月1日から施行する。